平成２１年（フ）第２６５号
北海道帯広市西20条南２丁目16番12号　オガサハイツ２Ｆ－３号室
債務者　山田　ルミ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
北海道河東郡音更町新通１丁目12番地１　ノースデュオ103
債務者　山西加寿子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

財産状況報告集会等期日変更

平成２１年（フ）第２００号
茨城県つくば市桜１丁目18－２
破産者　つくばブレーンズ株式会社
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を平成22年３月４日午後２時に変更する。
平成21年12月21日　水戸地方裁判所土浦支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４３９１号
札幌市西区八軒５条東４丁目５番52号　ホワイト丸伊ビル403号、住民票上の住所札幌市中央区北11条西14丁目１番81―103号
破産者　差ケ久保繁
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５７号
北海道江別市野幌住吉町25番地の10
破産者　高橋　敏雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第１号
岩手県宮古市津軽石第６地割62番地２
破産者　刈屋　昭子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第７９０号
仙台市青葉区小松島３丁目13番９号　メゾンフレンズ
破産者　平田　　巴
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成１８年（フ）第１５９号
茨城県水戸市谷津町567番地の５
破産者　菅谷　　求
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０号
新潟市北区柳原２丁目１番13号
破産者　笠原　富雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第７７号
長野県飯田市宮ノ上4066番地１　ディアスナカタＢ101号、開始決定時の住所長野県飯田市宮の前4160番地
破産者　鋤柄　邦輔
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第１１４号
長野県飯田市上郷黒田2222番地５　加藤アパート１号
破産者　矢澤　秀明
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２０年（フ）第２０３号
三重県津市美杉町太郎生1097番地１
破産者　阪本　則生
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第２８９６号
福岡市西区今宿東３丁目36番５号
破産者　藤井富士雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５６９号
福岡市東区多の津５丁目32―20―304号、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1002番地１－２－612号
破産者　伊香賀文正
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３２８号
福岡市南区桧原３丁目21番５号
破産者　松原みつ子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第１４２号
青森県平川市尾上栄松124番地
破産者　山口　英子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第１３２号
青森県弘前市大字蔵主町５番地　アパルトマン鷹揚104号
破産者　谷川由紀子
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部